

令和7年7月15日

各 機 関 の 長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長
山口労働局労働基準部長

「業務改善助成金」及び「働き方改革推進支援助成金」の周知について（依頼）

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、生産性を高めながら事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げや、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業者等を対象に助成する「業務改善助成金」や「働き方改革推進支援助成金」の支給を行っています。

本助成金の活用により、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現させ、労働時間の削減や、賃金の引上げを行っていただくことを支援しております。

つきましては、御多用のところ恐縮ではございますが、本助成金について別添リーフレット（裏面参照）を貴施設の適切な場所に配架いただくとともに、広報紙（誌）やホームページの掲載等事業主の皆様方に対する周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます（広報原稿の作成も承ります）。

なお、リーフレットの追加送付や、電子データの送信を希望される場合は、下記担当までお申し付けください。

また、本助成金について無料相談・訪問支援が受けられる「働き方改革サポートオフィス山口」（働き方改革推進支援センター）のリーフレットを同封させていただきますので、こちらにつきましても配架の御協力をお願いします。

山口労働局雇用環境・均等室

電話 083-995-0390

Mail 35roudou@mhlw.go.jp

・業務改善助成金担当

係 員 村田

・働き方改革推進支援助成金担当

助成金係長 伊勢屋